

平29中体連発第439号 平成30年3月9日

各 都 道 府 県 中 学 校 体 育 連 盟 会 長 殿 (公財) 日本中学校体育連盟競技部長殿 共催いただいている各中央競技団体会長殿

> (公財) 日本中学校体育 会長 直田 益



全国中学校体育大会における部活動指導員による引率・監督について(通知)

日頃より本連盟の諸活動にご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成30年度全国中学校体育大会より開催基準の一部を 改正し、下記の通り認めることとしましたのでお知らせいたします。

記

- 1 全国中学校体育大会開催基準 「9 引率・監督」
 - 1)参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※1とする。部活動指 導員が引率・監督を務める場合は、「参加申込書」の監督者及び引率者の欄に指示さ れている印を付け、必要事項を記入する。

なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

- ※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されて いる者をいう。以下同じ。
- 2) 全国中学校体育大会の個人競技の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率で きず校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「全国中学校体育大会引率細則」に より、校長が引率者として承認した外部指導者(コーチ)の引率を認める。
- 2 全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程 「(2)条 件」
 - 1) 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得 ない場合は校長・教員(部活動指導員は含まない)による代表引率・監督を認める。
- 3 注意点
 - 1) 部活動指導員は依頼監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなる ことができない。

例:A校の引率・監督→教員

A校の教員は代表引率・監督になることができるの B校の引率・監督→部活動指導員 |で、B校の部活動指導員が大会に引率・監督として 来られなくてもよい。逆は認めない。

2) 部活動指導員として複数校に勤務する場合、中学校体育連盟が主催する大会で引率・ 監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学 校を決定し所属する都道府県中学校体育連盟に報告する。複数の都道府県で指導する 場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。